

第79号議案

朝倉彫塑館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服部 征夫

(提案理由)

この案は、朝倉彫塑館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき提出します。

## 朝倉彫塑館の指定管理者の指定について

朝倉彫塑館の指定管理者を下記のとおり指定する。

### 記

施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
東京都台東区立朝倉彫塑館	東京都台東区下谷一丁目2番11号 公益財団法人台東区芸術文化財団 理事長 矢下 薫	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで